



北海道中小企業総合振興資金融資制度の

借換に対応する 資金のご案内

ポイント①

借換と同時に新規分を含めた増額融資も可！複数の道制度の一本化も可！

ポイント②

借換え可能の既往貸付は、保証の有無に関わらず道制度融資が対象！

留意事項

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒ 【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒ 【○】
 - ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒ 【×】
- ※道制度融資以外の借入金は借換えの対象となりません

借換に活用できる貸付制度

- ・事業承継貸付
 - ・企業体質強化貸付
 - ・経営環境変化対応貸付
 - ・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】
 - ・経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)
 - ・経営環境変化対応貸付【認定企業】(従来型)
 - ・経営環境変化対応貸付【災害復旧】
 - ・一般貸付
 - ・小規模企業貸付 ・小規模企業貸付【小口】
- ※借換にあたっては、上記貸付制度の融資条件を満たすことが必要です。

借換に活用できる融資制度

※借換にあたっては、各貸付制度の融資条件を満たすことが必要

貸付制度名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)	
事業承継貸付	事業承継に取り組む方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1	
企業体質強化貸付	公庫の資本金劣後ローンとの協調融資を受ける方	4億円以内	15年(5年)以内	金融機関所定の利率	
	「経営改善サポート保証」の対象となる方	1億円以内			
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.1~1.7 変動:1.1	
	原料等高騰	1億円以内			
	認定企業(伴走支援型)	「伴走支援型特別保証」の対象となる方	1億円以内 (下記2億円の内数)	10年(5年)以内	固定:1.0~1.2 変動:1.0
	認定企業(従来型)	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方	2億円以内		
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内	10年(2年)以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.5~2.1 変動:1.5	
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年 (1年)以内	固定:1.3~1.9 変動:1.3	
	小口	小口零細企業保証制度の対象となる方			2,000万円以内

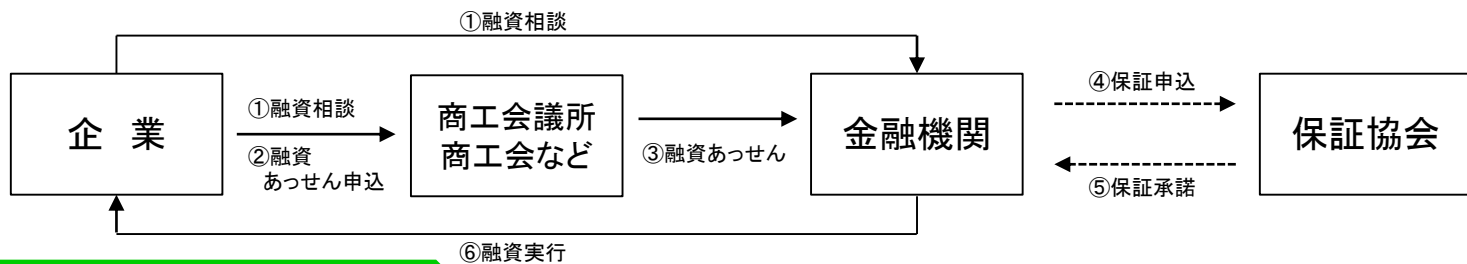
○信用保証

保証付きで借換を行う場合は、北海道信用保証協会の保証(借換保証制度)が必要です

○取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。なお、一部の貸付メニューについては、取扱金融機関へ直接融資を申し込むこともできます。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。

・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

